

平成27年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ネ)第2461号執行判決請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第6690号)

口頭弁論終結日 平成27年9月30日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人と亡松村俊夫及び被控訴人株式会社展転社との間の中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院(2003)玄民一初字第1049号事件につき、同人民法院が、平成18年(西暦2006年)8月23日に言い渡した判決のうち、「被告松村俊夫と被告展転社株式会社はそれぞれ本判決の効力発生日から30日以内に原告夏淑琴に精神損害につき慰謝料として人民元80万元を賠償せよ。被告松村俊夫と被告展転社株式会社は連帯して賠償責任を負わなければならない。」との部分につき、控訴人が被控訴人らに対して強制執行をすることを許可する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人(1審原告)が、亡松村俊夫(以下「亡松村」という。)及び被控訴人(1審被告)株式会社展転社(以下「被告会社」という。)を被告とする中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院(2003)玄民一初字第1049号事件において、同人民法院が平成18年8月23日に言い渡した判決(甲1。以下「本件外国判決」という。)のうち、慰謝料80万人民元の賠

償を命ずる部分について、民訴法118条各号の要件を具備すると主張して、亡松村の相続人である被控訴人（1審被告）松村直子及び同松村昭宏並びに被告会社に対し、民事執行法24条に基づき、執行判決を求めた事案である。

原審は、本件外国判決は、民訴法118条4号の要件（相互の保証があること）を満たさないからその効力を有さず、控訴人の本件請求は理由がないとして棄却したことから、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点及び争点に関する当事者の主張は、後記(2)のとおり当審における控訴人の追加主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「2 争点及び争点に関する当事者の主張」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の追加主張

民訴法118条4号所定の「相互の保証があること」の意義を明らかにした前記最高裁昭和58年6月7日第三小法廷判決（昭和58年判例）は、判決国の承認要件が日本のそれと重要な点で異ならないか否かを判断すべきであると述べている。

同判決は、当該判決国において日本という特定の国の判決が承認されるか否かを問題としているわけではないから、判決国の承認要件が日本のそれと重要な点で異ならないか否かを判断するに当たり、当該判決国において日本の判決が承認されるか否かの点に立ち入って審査をすることは相当でない。

そして、中華人民共和国民事訴訟法は、外国判決の承認の条件として、民訴法所定の公序と相互保証に相当するものを要求しているに過ぎず、これは日本の承認要件と同じことを定めたものである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件外国判決は、民訴法118条4号の要件（相互の保証があること）を満たしているものとは認められないから、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 争点に関連する認定事實は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

2(1) 民事執行法24条所定の外国裁判所の判決とは、外国の裁判所が、その裁判の名称、手続、形式のいかんを問わず、私法上の法律関係について当事者双方の手続的保障の下に終局的にした裁判をいい（最高裁平成10年4月28日第三小法廷判決・民集52巻3号853頁。平成10年判例）、民訴法118条4号所定の「相互の保証があること」とは、当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいうと解される（昭和58年判例、平成10年判例参照）。

(2) そこで、中華人民共和国において、外国裁判所のした判決等がどのような条件の下に効力を有するものとされているかをみるに、中華人民共和国民事訴訟法の定める承認の要件は、引用に係る原判決の認定事実（(5)のうち原判決13頁2行目から12行目まで）に記載されたとおりであり、国際条約により、又は互惠の原則に従って審査を行った後、中華人民共和国の法律の基本原則若しくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していないことが外国裁判所のした判決等の承認の要件とされている。

中華人民共和国民事訴訟法の規定の文理によれば、外国裁判所のした判決等が中華人民共和国において承認されるためには、第一に、判決国が中華人民共和国との間で判決の承認に関する条約を締結しているか、中華人民共和国とともにそのような条約に加盟していることが必要であり、そうでない判

決国との関係では、互恵の原則による審査において同原則に適合するものと認められることが要件とされている。これらは、いずれも民訴法118条にはない要件であるから、中華人民共和国民事訴訟法及び民訴法がそれぞれ定める外国判決の承認の条件が「異なる」といえないことは、その文理から明らかである。

- (3) この点に関し、控訴人は、中華人民共和国民事訴訟法の規定は、民訴法にいう公序と相互保証を要求しているに過ぎず、これは民訴法が定める外国判決の承認要件と同じものである旨主張する。

確かに、上記規定のうち「中華人民共和国の法律の基本原則若しくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していないこと」という部分は民訴法にいう公序に概ね相当するものと解する余地があるものの、互恵の原則による審査の意味する内容はそれ自体からは明らかでなく、この意味する内容が確定されない限りは、中華人民共和国民事訴訟法及び民訴法が外国判決の承認の条件として同じことを定めているものとは判断することができない。

そこで、更に進んで、中華人民共和国民事訴訟法の規定にある互恵の原則による審査が中華人民共和国においていかなる意味内容に解されているかをみるに、この点に関する事実関係は、引用に係る原判決の認定事実((8)ないし(10))のとおりであり、これによれば、中華人民共和国において、互恵関係が存在することに基づいて外国判決を承認、執行した事例はこれまでに一件もないとされている。

次に、日本の判決等との関係で互恵の原則による審査の要件がどのように適用されてきたかをみることは、入手が比較的容易な資料によって、上記要件の意味する内容に接近することになると考えられる。この点をみるに、上記認定事実によれば、最高人民法院は、横浜地方裁判所小田原支部の判決及び熊本地方裁判所玉名支部の差押命令等の承認、執行の申立て（本件五味申立て）について、特に留保や限定を付することなく、日本と中華人民共和国

との間には互惠関係が存在しないとの見解を示す本件回答をしたというのである。この本件回答は公表され、中華人民共和国の各人民法院が参照し得る状況にあるところ、その後、最高人民法院が本件回答を変更等したとも認められない。また、遼寧省大連市中級人民法院も、本件五味申立てに対し、日本と中華人民共和国との間には互惠関係は確立していないとして申立てを却下し、この判断は、最高人民法院広報に掲載されているというのである。

加えて、中華人民共和国における司法制度及び最高人民法院による司法解釈の効力等に鑑みれば、中華人民共和国の各人民法院は、その裁判業務において最高人民法院の監督及び指導を受け、最高人民法院による司法解釈の内容に従って個別事案を判断しており、現に、遼寧省大連市中級人民法院は、本件回答を受けて、日本と中華人民共和国との間には互惠の関係が確立していない旨を判示して本件五味申立てを却下している。そして、本件回答のような個別事件の処理についての質問に対する回答も、その内容が最高人民法院によって公表された場合には、各下級人民法院は類似の事案を処理する際にはそれに従って判断するものとされていることが認められる。

以上によれば、中華人民共和国においては、現在のところ、日本との間には互惠関係が存在しないとの理由のみをもって、日本の裁判所のした判決を承認しない扱いが確定しているということが出来る。このような扱いの根拠を中華人民共和国民事訴訟法の関係規定のなかに求めるとすれば、互惠の原則による審査の要件のほかには想定し難いところ、当審において控訴人から提出された証拠（甲26）を含めて検討しても、これと異なる理解や解釈をすべき的確な証拠はない。

そして、ここでいう「日本との間には互惠関係が存在しない」ということの意味が、中華人民共和国の裁判所がした判決が日本において承認された実例がないことに尽きるという確たる認定判断もできないことからすると、中華人民共和国民事訴訟法が要求する互惠の原則による審査とは、同国との間

で判決の承認に関する条約を締結せず、同国とともにそのような条約に加盟することもない国の裁判所がした判決については、諸事情を総合的に考慮して裁量的に承認の可否を判断する余地を留保する趣旨のものであるとみるのが合理的である。

一般に、判決等の効力はその国の領域内でのみ生じるのが原則であり、外国判決を承認するか否かや、どのような要件の下に承認するかといったことは、各国がその法制度において決めてよい事柄であると解される。しかし、民訴法は、外国判決の承認の条件として、中華人民共和国民事訴訟法が要求するような、互惠の原則による審査において同原則に適合するものと認められることに相当するものを定めていないのであるから、外国判決の承認に関する中華人民共和国民事訴訟法所定の条件が民訴法所定のそれと同じであるということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がないというべきである。

- (4) また、前記説示のとおり、民訴法118条4号所定の「相互の保証があること」とは、当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることだと解されている（昭和58年判例，平成10年判例参照）。そうすると、中華人民共和国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が民訴法118条各号所定の条件と「重要な点で異なる」条件の下に効力を有するものとされていると評価することもできない。したがって、中華人民共和国と我が国との間には、外国判決の承認に関して民訴法118条4号所定の相互の保証があるものとは認められないというべきである。
- (5) その他、控訴人の当審における主張に鑑み、当審において控訴人から提出された証拠（甲26）を含め、本件訴訟記録を精査しても、上記の認定判断を覆すに足りる的確な主張立証はない。

3 小括

以上によれば、本件外国判決は、民訴法118条4号の要件を満たしているものと認定することはできない。したがって、控訴人の本件請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がないから、これを認容することはできない。

第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 河野清孝

裁判官 古谷恭一郎

裁判官 小林康彦

別紙

当 事 者 目 録

中華人民共和国江蘇省南京市百水家園19-1-301

控	訴	人	夏	淑	琴
同	訴	訟	代	理	人
同	同	同	渡	辺	春
同	同	同	小	野	利
同	同	同	寺	倉	孝
同	同	同	米		勉
同	同	同	南	典	男
同	同	同	渡	邊	悟
同	同	同	山	彰	一
同	同	同	森	良	之
同	同	同	近	俊	伸
同	同	同	藤		幸
同	同	同	原	田	
同	同	同	大	滝	和

神奈川県鎌倉市台5丁目12番10-407号

亡松村俊夫訴訟承継人

被 控 訴 人 松 村 直 子

神奈川県海老名市柏ヶ谷701番地の1 かしわ台クラルテ1028

亡松村俊夫訴訟承継人

被 控 訴 人 松 村 昭 宏

東京都世田谷区北烏山4丁目20番10号

被 控 訴 人 株 式 会 社 展 転 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 藤 本 隆 之

上 記 3 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 池 勝 彦

同 青 山 定 聖

同 荒 木 田 修

同 尾 崎 幸 廣

東 京 高 等 裁 判 所

夫洋樹八人彦樹裕夫昭一正一視司紀
以上

俊幸芳平禎善繁正正義藤直統達賢美

澤俣野中中辺島場田野本角口山

小勝牧田田田中馬浜藤松三森山横辻

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

高池勝彦訴訟復代理人弁護士
荒木田修訴訟復代理人弁護士

これは正本である。

平成27年11月25日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 峯 岸

求

